

阿蘇市男女共同参画社会推進行動計画

(第1次行動計画)

一人ひとりが輝く、男女共同参画社会の形成をめざして

平成19年3月

阿蘇市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

目的	2
期間	2
計画の推進とその骨格	3

第2章 計画の内容

基本目標

男女共同参画の促進	6
仕事と家庭との両立支援	9
人権尊重と男女平等の推進	13
推進体制の整備	19

第1章 計画の基本的な考え方

1・ 目 的

21世紀を迎え、わが国は、少子・高齢化の進展に代表されるような大きな社会構造の転換期に直面しています。女性も男性も責任を分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、世界共通の重要な課題となっています。特に男女の機会均等をめぐっては、様々な取り組みの中で制度的には実現されているものの、実態としてはいまだ達成できていないものも少なくありません。

「阿蘇市男女共同参画推進計画書」は、今後、阿蘇市に暮らす市民一人ひとりが自立して、家庭や職場、地域でそれぞれの個性を発揮し、お互いの人権を尊重しながら共生していきいきと暮らしていくことをめざして、個人としての女性と男性、行政、関係機関、団体、企業、地域などが一体となって取り組むべき方向性を示したものです。

2・ 期 間

この計画の期間は、2007(平成19年度)～2011(平成23年度)までの5年間とします。

3・計画の推進とその骨格

この計画の推進については、広く市民の意見を反映させ、市民と行政が一体となり取り組んでいきます。

推 進

広く市民の意見を反映し、市民と一体となって取り組みます。

市職員の意識高揚をはかり、全庁で取り組みます。

国や県等、関係機関や団体との連携と協力をはかります。

骨 格

男女共にお互いの人権を尊重し、自由な生き方を選択できるよう「意識づくり」、
「男女共同参画の推進」をはかり、そのための「環境づくり」をテーマとし、市行政全般の整備・充実を明解に示すことをこの計画の骨格とします。

第 2 章

計 画 の 内 容

基 本 目 標

- 1 男女共同参画の促進
- 2 仕事と家庭との両立支援
- 3 人権尊重と男女平等の推進
- 4 推進体制の整備

計画の体系図

男女共同参画社会の実現のための
阿蘇市男女共同参画推進計画書

基本目標	課 題
1 男女共同参画の促進	(1)女性人材の育成・登用
	(2)男女共同参画への意識啓発
2 仕事と家庭との両立支援	(1)就業・労働における男女平等の促進
	(2)家庭・地域社会における男女共同参画の促進
	(3)子育て支援策の充実
3 人権尊重と男女平等の推進	(1)人権・性の尊重
	(2)暴力根絶への取り組み
	(3)男女平等教育・学習の充実
	(4)だれもが利用しやすい施設の整備
	(5)国際理解と交流の推進
4 推進体制の整備	(1)庁舎推進体制の充実
	(2)市民との連携・協働体制の充実
	(3)関係機関との連携

基本目標 1 男女共同参画の促進

男女共同参画社会基本法第5条では「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」と、5つの基本理念の1つである「政策等立案及び決定への共同参画」について規定しています。

国が平成15年4月に発表した「女性のチャレンジ支援策」では、平成32年を目標に指導的地位に占める女性の割合を30パーセントにすると、積極的改善措置を掲げています。

阿蘇市でも、各種審議会や委員会において、女性委員の比率を30パーセントにするという目標値を設定し、委員の選考過程などに男女共同参画の視点を盛り込むと同時に、女性の人材育成のための取り組みを推進します。

また、男女共同参画社会の形成は、市民が関心を持ち、理解を深めながら交流することも必要です。男女共同参画について、市民への積極的な意識啓発を図っていきます。

基本目標 1 男女共同参画の促進

課題(1) 女性人材の育成・登用

委員会や審議会への男女比率が偏らないように、女性委員の参画の拡大を促進します。また、そのためには、各分野で活躍している女性団体やグループの活動を活性化させる施策を実施し、女性人材の育成を図ります。

計画期間中に実施するもの	主管課
各種審議会や委員会における構成メンバーは男性女性が偏ることなく選出し、女性委員の比率が庁内全体で20パーセント以上になるように努めます。	関連各課
地域課題として取り組む人材育成を支援します。	関連各課
女性農業委員が誕生するよう、他市町村の女性農業委員の活躍の現状や、男女共同参画社会の重要性についての啓発活動を行い、女性農業委員の積極的登用を提案していきます。 また、各種団体推薦委員については各推薦母体に同様の啓発活動を実施していきます。	農業委員会

基本目標 1 男女共同参画の促進

課題(2) 男女共同参画への意識啓発

男女共同参画とは何か。できるだけ多くの市民に積極的にPRし、意識啓発を図ります。

計画期間中に実施するもの	主管課
男女共同参画に関するパンフレットを各事業所へ配布し、男女共同参画社会の重要性をPRします。 〔 2 (1) 再掲 〕	関連各課
市のホームページから情報提供や、各種相談・情報窓口にリンクできるようにします。	情報課
男女共同参画社会について、地域コミュニティ(町内会、自治会、PTA、生涯学習団体等)の要請に基づいて、専門講師を派遣します。 〔 3 (3) 再掲 〕	総務課 教育委員会 人権啓発課
広報・ホームページの作成にあたっては、性差別表現に細心の注意を図ります。	情報課
各種イベント開催時に、男女共同参画社会についての重要性をPRするパンフレットを配布します。	関連各課

基本目標 2 仕事と家庭との両立支援

男女共同参画社会基本法第6条には、5つの基本理念の1つ「家庭生活における活動と他の活動の両立」が規定されており、「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、この養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。」とされています。

人々の生活基盤を築くために、就業はなくてはならないものです。男性、女性の区別なく、個人の能力を活かして働くことができる環境づくり、多様な働き方に対する労働条件の整備が、男女共同参画社会の形成にとって重要となります。

不安定な社会経済状況の中、女性が働きつづけるためには、家庭との両立が必要です。働きながら育児をする親が増えているため、待機児童の解消に向け、子育て支援策の充実を図ります。

また、仕事と家庭の両立には、男性も女性も社会的責任をみたすことが求められます。協力的な家庭をつくりあげ、男女がともに生き生きと輝く社会を目指し、施策の展開を図ります。

基本目標 2 仕事と家庭との両立支援

課題(1) 就業・労働における男女平等の促進

生産年齢人口が減少傾向にある今日では、男女問わず社会の一員として仕事に従事する必要に迫られています。女性の就業能力開発の機会を確保し、企業においても男性労働者、女性労働者ともに子育てや介護などの家族的責任を果たしながら、能力や状況に応じて働き続けることができる環境づくりに努めます。また、多様な働き方に対する労働条件の整備など、働く場における実質的な男女格差を解消し、労働条件の向上を促進します。

計画期間中に実施するもの	主管課
男女共同参画に関するパンフレットを各事業所へ配し、男女共同参画社会の重要性をPRします。 〔 1 (2) 再掲 〕	関係各課
ハローワーク等の関係機関との連携を強め、労働環境についての情報収集を行います。 〔 4 (3) 再掲 〕	企画推興課
商工会等と協力し、平等な労働環境が確保されるよう事業所へ情報を提供します。 〔 4 (3) 再掲 〕	商工観光課

基本目標 2 仕事と家庭との両立支援

課題(2) 家庭・地域社会における男女共同参画の促進

男性も女性も社会的責任と家族的責任を果たすことが求められている中で、協力的な家庭をつくりあげるために、料理講習会や子育て教室等、男性の生活的自立を図る講座の充実を図ります。また、地域社会活動へ市民の参加を促進するとともに、男女共同参画による地域コミュニティの形成を図る施策を推進します。

計画期間中に実施するもの	主管課
子育て支援センター事業等の実施に際しては、父親が参加しやすい日時設定等、父親が主体的に事業に参加できる環境を整備します。	健康福祉課
親子交流事業を推進し、家事・育児等の講座を実施するとともに、意識啓発・情報提供を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりを推進します。	健康福祉課
農家における家族内の労働時間や給与等の取り決めに明確化する「家族経営協定」の導入を促進します。	農政課 農業委員会

基本目標 2 仕事と家庭との両立支援

課題(3) 子育て支援策の充実

働きながら育児をする親が増えています。多様化する保育ニーズに対応し子どもの健やかな育成のため、保育内容の充実を図り、同時に、放課後児童健全育成事業の充実のため、育成時間の延長等、育成機能の強化も図ります。また、子育ての不安解消のための相談体制の強化として、子育て支援センターの充実を図るなど、子育てに関する支援体制の確立を目指します。

計画期間中に実施するもの	主管課
保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育の充実を図るとともに、病後児童保育事業等についても、実施に努めます。	健康福祉課
子育て支援センターを拠点に、関係機関による総合的な子どもと家庭の支援ネットワークを構築し、子育て相談体制を拡充していきます。	健康福祉課
乳幼児医療費助成制度及びひとり親家庭医療費助成制度の充実を図るため、所得制限の緩和について県へ要望します。	健康福祉課

基本目標 3 人権尊重と男女平等の推進

男女共同参画社会基本法における5つの基本理念は、前述のほかに「男女の人権の尊重」(第3条)、「社会における制度又は慣行についての配慮」(第4条)、「国際的協調」(第7条)の3つがあります。男女共同参画社会の形成は、個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けずに、男女の人権を尊重して行わなければならないとしており、その形成にあたっては、社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担するなど、男女の社会活動に対して中立なものとなるよう配慮されなければならないとしています。また、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みとして密接な関係を有しているため、国際的協調の下に行わなければならないと規定しています。

平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。女性に対する暴力を人権に関わる問題として取り上げ、女性に対する暴力を根絶し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要としています。

しかし、制度面での充実が図られる一方、地域社会における現状は、様々な場面で「女性と男性の固定的な役割分担」が強く残っています。地域全体で、また、生涯を通じて男女が対等な立場で自己表現できるよう、あらゆる場で男女平等を認識させ、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成が必要です。

基本目標 3 人権尊重と男女平等の推進

課題(1) 人権・性の尊重

社会通念や慣習、しきたりの面で男女の不平等を感じています。長い歴史の中で作られた性別による固定的な役割分担意識からの解放により、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成を目指します。また、女性は、妊娠や出産など身体的に男性と異なった健康上の問題に直面します。家庭や会社で身体的な特性を充分理解するとともに、未成熟な性や子育て放棄等、無責任な行動につながらないよう意識啓発を図ります。

計画期間中に実施するもの	主管課
人権相談業務と併せ行政相談、法律相談も実施しています。相談業務のさらなる充実を図り、市民の幅広い活用を促進していきます。	関連各課
職員への相談窓口を開設し、より良い職場環境づくりに努めます。 〔 4 (1) 再掲 〕	総務課
思春期は、将来の家庭生活の準備段階であることから、育児体験、命の大切さ、性に関する教育等、幅広い知識の啓発に努めます。また、生涯にわたる健康や生活習慣を形成するために大切な時期であり、喫煙、飲酒、薬物乱用の危険性についての健康教育、保健指導の充実・強化を図ります。	教育委員会 健康福祉課
社会的・文化的に形成された性差別は、既に子育ての段階での意識にも一部起因しています。チェックシートやパンフレットを作成し、PTAや各種サークルに配布します。	教育委員会 健康福祉課

基本目標 3 人権尊重と男女平等の推進

課題(2) 暴力根絶への取り組み

ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント等、あらゆる暴力について未然に防ぐことができるよう意識啓発を徹底するとともに、悩みを抱えている人たちの相談窓口、他機関との連絡・協力体制について強化を図ります。

計画期間中に実施するもの	主管課
虐待の問題を家族単位で捉えて相談、支援を行うファミリー・ソーシャルワークの視点に立ち、虐待をうけている子どもへの支援だけでなく、虐待をさせないための親への支援とサポートを充実するとともに、特に親と子の心のケアに関する事業を推進します。	教育委員会 健康福祉課
新生児の疾病や異常を早期発見し治療に結びつけるための新生児訪問等を拡充し、母親等の育児不安の軽減ハイリスク者の早期把握と支援開始を目的に、訪問件数、相談内容の向上を図ります。	健康福祉課
児童虐待やDV防止に関する研修に積極的に参加し、適切な対応方法や判断能力を身につけます。また必要があればケース会議に参加し、他課や他機関との連携を図ります。	健康福祉課
DVや児童虐待を発見した際は早期に関係機関へ情報提供を行うよう市民への周知を図ります。 〔 4 (3) 再掲 〕	健康福祉課

基本目標 3 人権尊重と男女平等の推進

課題(3) 男女平等教育・学習の充実

教育現場における男女差別や不必要な男女区別は、知らず知らずのうちに子どもたちに性差別意識を持たせることとなります。男女平等に関する教員研修を充実させ、児童・生徒が性別にとらわれず、お互いの個性を尊重しながら相手を思いやる心を育むような教育を強化します。また、生涯を通じて男女がともに対等な立場で自己表現できるよう、発達段階に応じたあらゆる場(家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、職場など)で学習機会を設け、人生のさまざまな場面で繰り返し男女平等を認識できる施策を展開します。

計画期間中に実施するもの	主管課
男女共同参画の書籍等を充実させ、利用者へ学習機会を提供します。	教育委員会
男女共同参画社会について、地域コミュニティ(町内会、自治会、PTA、生涯学習会団体等)の要請に基づいて、職員を講師として派遣します。 〔1 (2) 再掲〕	総務課 教育委員会 人権啓発課
性別にとらわれることなく、個人の能力と適正に合わせた進路指導を行うように、学校に指導していきます。	教育委員会
教科用の図書の選定にあたっては、記述や挿絵について男女共同参画の視点を取り入れて選定します。	教育委員会
男女差別や不必要な男女区別について、正しい概念を学校に指導していきます。	教育委員会
自主グループと連携し、男女共同参画社会に関する講演会やセミナーを開催し、学習機会の充実を図ります。 〔4 (2) 再掲〕	教育委員会

基本目標 3 人権尊重と男女平等の推進

課題(4) だれもが利用しやすい施設の整備

施設の利用については、だれでもトイレの改修やベビ - ベット、ベビ - カ - の設置など、利便性が図られています。今後も、乳幼児を連れた人から、障害者、高齢者に至るまで、あらゆる人が利用しやすい施設の整備を推薦します。

計画期間中に実施するもの	主管課
乳幼児から高齢者まで、誰もが利用しやすい施設を目指します。特に、新施設の建設にあたっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。	関連各課
ベビーカー、ベビーベットが利用できることを表示するなど、利用者がより良い利用ができるよう周知に努めます。	関連各課
高齢者や障害者に配慮した、見やすく、使いやすいホームページの作成に努めます。	情報課

基本目標 3 人権尊重と男女平等の推進

課題(5) 国際理解と交流の推進

男女平等は日本人に限ったものではありません。性差別のみならず人種差別や民族差別をなくし、全ての人々がお互いを理解し、認め合うことが大切です。外国人との交流を実施して国際理解を推進するとともに、外国人も暮らしやすい環境の整備や支援策を実施します。

計画期間中に実施するもの	主管課
外国の日常生活に密着した男女平等感覚を学習することにより、男女平等の意識を高めます。	教育委員会 総務課
外国人住民も生活しやすくなるように、PRパンフレットなどの外国語版を作成します。	関連各課
外国人住民が利用しやすくなるように、公共施設の表示板に外国語標記を取り入れます。	関連各課

基本目標 4 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現をめざしてこの計画を実行していくためには、推進体制を確立し、総合的かつ横断的に施策を推進していくことが必要です。計画の実効性を高めるため職員の理解を深め、各課の連携を強化し、全庁の取り組みとして展開を図ります。

さらに計画の実施にあたっては、庁内の取り組みだけでなく、市民や団体、事業所との連携も必要です。市民参画のもと、計画の進行管理、評価、見直しを行うなど、協働体制を整えていきます。

また、法律や制度の整備など、市だけでは解決できないさまざまな問題については、国や熊本県へ積極的に働きかけるとともに、情報の収集や共有を図ります。

基本目標 4 推進体制の整備

課題(1) 庁内推進体制の充実

男女平等施策を地域に浸透させるには、行政が率先して取り組むことが必要です。性別にとらわれない職員配置や、職場内における役割分担の見直しなど、男女平等の職場環境づくりに努めます。また、各施策を進めるにあたっては、市役所職員一人ひとりが男女平等の意識を持ち、市役所全体が男女共同参画を積極的に推進する職場のモデルとなるよう、職員への意識啓発を図ります。

計画期間中に実施するもの	主管課
新任研修に、男女共同参画に関する研修を導入し、市役所において職員に対する男女共同参画研修を実施します。	総務課
次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、男性、女性職員ともに育児・介護休業を取得しやすい職場環境を形成し、職員が家庭責任を果たすことにより、男女共同参画意識を高めていきます。	総務課
職員の相談窓口を設置し、より良い職場環境づくりに努めます。 〔 3 (1) 再掲 〕	総務課
男女共同参画についての庁内報の作成、用語マニュアルの整備、職員意識調査を実施するなど、男女共同参画に対する職員意識の高揚に努めます。	人権啓発課

<p>職場内における固定的な役割分担の有無や、男女共同参画に対する意識についてのチェック表を作成します。</p>	<p>人権啓発課</p>
<p>チェック表をもとに、各課の現状を把握するためのチェックを行います。また、この評価結果に基づき、男女問わず昔からの慣行の見直しや男女共同参画に対す意識啓発に努めます。</p>	<p>人権啓発課</p>
<p>登用機会は平等にあるものなので、公正性を確保します。</p>	<p>総務課</p>
<p>個人として尊重しあい、快適に働いていくための職場環境や体制作りにつとめます。また、お互いの信頼感を得るためにも、自己研鑽に励み自助努力をし、最大限に能力を発揮できるような思いやりのある人間環境を整えます。</p>	<p>全課共通</p>

基本目標 4 推進体制の整備

課題(2) 市民の連携・協働体制の充実

計画の推進にあたっては、行政の推進体制を強化するのみではなく、市民と一体となって取り組むことが必要です。市民の意見を積極的に反映させていくよう、市民との連携・協働体制の一層の充実を図ります。

計画期間中に実施するもの	主管課
自主グループと連携し、男女共同参画社会に関する講演会やセミナーを開催し、学習機会の充実を図ります。 〔 3 (3) 再掲 〕	教育委員会
「男女共同参画推進審議会」の機能を充実させ、市民の意見を積極的に反映させていく体制を確立します。	人権啓発課
あらゆる情報媒体を使って、市民からの意見や提案などの情報を収集し、男女共同参画施策へ反映させます。	人権啓発課

基本目標 4 推進体制の整備

課題(3) 関係機関との連携

男女共同参画社会の形成は、他の自治体においても重要課題であることから、他市町村との情報交換や施策の共同運営などの推進を図るとともに、国や熊本県にも情報提供を求めるなど連携体制を深めます。

計画期間中に実施するもの	主管課
ハローワーク等の関係機関と連携を進め、労働環境についての情報収集を行います。 〔 2 (1) 再掲 〕	企画振興課
商工会等と協力し、平等な労働環境が確保されるよう各事業所へ情報を提供します。 〔 2 (1) 再掲 〕	商工観光課
阿蘇警察署と連携し、女性や児童生徒に対する犯罪防止等に係る取り組みを支援します。	関連各課
DVや児童虐待を発見した際は早期に関係機関へ情報提供を行うよう市民への周知を図ります。 〔 3 (2) 再掲 〕	健康福祉課